

## 第19回「地域の会」定例会資料

### 前回(11/6)以降の動き

#### 【公表関係】

- ・ 11月 8日 地震の影響について  
〔 本日、11時16分頃の地震が発生しておりますが、当所1,2,3,5,6号機は、現在、運転に異常はありません。 〕
- ・ 11月 8日 7号機の再起動について  
〔 プラントの設備点検ならびに各種データの分析・評価を実施した結果、今回の事象は、実際にスラスト軸受が磨耗したものではなく、地震によるタ-ビン軸方向の揺れにより、「タ-ビンスラスト軸受磨耗トリップ」信号が発生し、タ-ビン保護の観点からタ-ビンが自動停止いたしました。これにもない原子炉自動停止に至ったものと推定いたしました。今回の点検により異常がなかったことから、準備が整い次第、プラントの起動操作を開始いたします。 〕
- ・ 11月 8日 7号機タ-ビン建屋地下1階タ-ビン駆動原子炉給水ポンプ室内での油にじみについて  
〔 11月4日午前8時57分頃に発生した地震後の現場確認において、7号機タ-ビン建屋地下1階タ-ビン駆動原子炉給水ポンプ室内の計装配管継手部5ヶ所に、わずかな油にじみ(1cc未満)を当所職員が確認し、ふき取りを実施するとともに関係行政機関へ連絡いたしました。同日、消防署の現場確認を受け、翌11月5日に消防署から、今回の事象は「露(つゆ)程度の油漏えい」との判断がありました。油にじみについては、ペ-パ-タオル(1枚)でふき取りを実施した後の経過観察で、更なるにじみがないことを確認しております。なお、ふき取った油から放射性物質は検出されておられません。 〕
- ・ 11月 8日 定期検査中の4号機原子炉再循環系配管取替作業の開始について  
〔 原子炉再循環系配管の溶接線3継手について、本日より、取替作業を開始いたしました。なお、本取替作業については、9月30日、電気事業法第48条第1項の規定により工事計画届出書を経済産業大臣に提出しております。 〕
- ・ 11月 8日 荒浜側補助ボイラ-建屋でのけが人の発生について  
〔 本日午後3時30分頃、定期検査中の荒浜側補助ボイラ-建屋(非管理区域)において、昇降用階段の手すり切断作業を行っていた協力企業作業員の使用していたグラインダ-が、使用中に跳ねて他の作業員の右手首の甲にあたり負傷しました。救急車を要請するとともに止血などの応急処置を行った後、救急車にて病院へ搬送いたしました。 〕

- ・ 11月 9日 新潟県中越地震にともなう緊急支援について
 

本日、以下の緊急支援を実施いたしますので、お知らせいたします。

企業ボランティアの派遣

  - ・小千谷市、十日町市からの要請により、住民の皆さまの帰宅後の片付け支援などについて当社社員を派遣。
- ・ 11月10日 6号機の営業運転再開について
 

本日午後2時、経済産業省の総合負荷性能検査に合格し、営業運転を再開いたしました。
- ・ 11月11日 7号機の原子炉起動操作実績について
 

原子炉起動（制御棒引抜操作開始）11月11日午後4時2分
- ・ 11月15日 7号機の発電開始について
 

11月13日午後1時11分、発電を開始いたしました。
- ・ 11月18日 6号機における保安規定違反事象（改善指示）について
 

10月20日午後5時頃、移動式炉心内計装系の装置を原子炉格納容器に出し入れするための弁の「閉」が確認できない事象が発生しました。事象発生時点では、万一格納容器隔離信号が発生しても、当該弁は閉すると考え、翌日の対応で問題ないと判断しておりました。翌日、調査の結果、手動操作においても状況は変わらず「閉」が確認できないことから、格納容器の隔離機能が健全でないと判断し、保安規定に定める「運転上の制限」の逸脱を宣言いたしました。その後、当該弁に付属するスイッチの点検を行い、不良箇所を切り離した結果、同日、当該弁の「閉」を確認し、「運転上の制限」の逸脱から復帰いたしました。

これら一連の対応において、事象発生時、格納容器隔離弁の機能が健全であると誤って認識し、結果として「運転上の制限」を満足していない場合に要求される措置をすみやかに講じることができなかったとして、当社は、経済産業省原子力安全・保安院より、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定第43条（格納容器及び格納容器隔離弁）に違反していると判断され、改善指示文章を受領いたしました。この改善指示に基づき、原因および再発防止対策について取りまとめの上、本年12月20日までに原子力安全・保安院に報告いたします。

以 上